

関係機関説明①

「福祉事務所」

岡山市保健福祉局中区福祉事務所 所長代理 にこ のりひと
児子 憲人

福祉事務所の業務概要

～ 目 次 ～

◆福祉事務所について	・ ・ ・	P 22
◆福祉事務所の組織（係）及び担当業務	・ ・ ・	P 22
◆福祉事務所所管区域と所在地	・ ・ ・	P 23
◆障害者福祉に関する業務	・ ・ ・	P 24
◆児童福祉、母子・父子福祉等に関する業務	・ ・ ・	P 28
◆国民健康保険の一部業務	・ ・ ・	P 29
◆生活保護制度について	・ ・ ・	P 29
◆介護保険制度について	・ ・ ・	P 30
◆高齢者福祉に関する業務	・ ・ ・	P 32
◆後期高齢者医療の申請	・ ・ ・	P 33
◆有料指定ごみ袋の無料配布	・ ・ ・	P 34

福祉事務所について

福祉事務所は、社会福祉法第14条の規定に基づき、福祉六法（生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法）に定める業務等を行う第一線の行政機関であり、相談窓口です。

具体的には、虚弱や寝たきり、認知症などのために介護を必要とする高齢者や身体障害者、知的障害者、児童、ひとり親、低所得者及びその家族などに対し、さまざまな援護や育成、更生の措置に関する相談や面接、家庭訪問などを通じ、その実態の把握、必要な指導助言や施設への入所措置等の支援を行っています。

岡山市では、岡山市福祉事務所設置条例に基づき、市内6箇所福祉事務所を設置しています。

◆ 福祉事務所の組織（係）及び担当業務

○福祉振興係

- ・身体障害者福祉に関すること
- ・知的障害者福祉に関すること
- ・児童福祉に関すること
- ・母子・父子・寡婦福祉に関すること
- ・国民健康保険の給付申請受付及び被保険者証再交付
- ・医療費助成（ひとり親家庭等、心身障害者、後期高齢者、乳幼児）など

◇地域こども相談センター

- ・家庭や子どもに関する相談
（ひとり親家庭相談、家庭児童相談、女性相談、ひとり親就労支援相談）
- ・母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付
- ・児童虐待防止の連絡調整など

○生活福祉係

- ・生活保護に関すること
- ・行旅病人及び行旅死亡人に関すること
- ・中国残留邦人等に対する支援給付など

○介護サービス係

- ・要介護認定の申請等
- ・介護保険に関する相談
- ・高齢者福祉に関することなど

◆福祉事務所所管区域と所在地

福祉事務所名	所在地・電話	所管区域 (各中学校通学区域)
北区中央福祉事務所	岡山市北区鹿田町一丁目1番1号 (岡山市保健福祉会館内) 電話 803-1209	岡山中央・岡北・石井・ 桑田・岡輝・御南・吉備
北区北福祉事務所	岡山市北区谷万成二丁目6番33号 (北ふれあいセンター内) 電話 251-6530	京山・中山・香和・高松・ 足守・御津・建部
	北区役所御津支所(総務民生課) 岡山市北区御津金川1020番地 電話 724-1111	御津 (生活保護及び地域こども 相談センター関係を除く)
	北区役所建部支所(総務民生課) 岡山市北区建部町福渡489番地 電話 722-1112	建部 (生活保護及び地域こども 相談センター関係を除く)
中区福祉事務所	岡山市中区赤坂本町11番47号 (岡山市中消防署旭東出張所隣) 電話 901-1231	東山・操山・操南・富山・ 竜操・高島
東区福祉事務所	岡山市東区西大寺中二丁目16番33号 (西大寺ふれあいセンター内) 電話 944-1822	旭東・上南・西大寺・山南・ 上道・瀬戸
	東区役所瀬戸支所(総務民生課) 岡山市東区瀬戸町瀬戸45番地 電話 952-1112	瀬戸 (生活保護及び地域こども 相談センター関係を除く)
南区西福祉事務所	岡山市南区妹尾880番地1 (西ふれあいセンター内) 電話 281-9620	妹尾・福田・興除・藤田・ 灘崎
	南区役所灘崎支所(総務民生課) 岡山市南区片岡207番地 電話 363-5201	灘崎 (生活保護及び地域こども 相談センター関係を除く)
南区南福祉事務所	岡山市南区福田690番地1 (南ふれあいセンター内) 電話 230-0321	福浜・福南・芳泉・芳田・ 光南台

◆障害者福祉に関する業務

項 目	対 象 者 の 概 要
身体障害者手帳の交付	身体障害者・身体障害児
療育手帳の交付	知的障害者・知的障害児
※心身障害者医療費の助成 ※は、以下の窓口でも受付 ・各区役所市民保険年金課 ・各支所 ・各地域センター	重度の知的障害者と、身体障害者手帳1級・2級・3級の 人（所得制限あり）
自立支援医療（更生医療）	自立支援医療を必要とする18歳以上の身体障害者
障害児福祉手当	在宅の常時介護を必要とする20歳未満の障害児 （所得制限あり）
特別障害者手当	在宅の常時特別な介護を要する20歳以上の障害者 （所得制限あり）
岡山市重度障害者特別給付金	昭和57年1月1日前に20歳に達していた外国人等障害基 礎年金を受けることができない重度心身障害者
すこやか住宅リフォーム助成	身体障害者手帳1・2級の視覚または肢体に障害がある人 で、日常生活に介助を要する人
はり・きゅう・マッサージ施術費の助成	身体障害者手帳1～4級または療育手帳Aの人
点字新聞購読料の助成	身体障害者手帳1・2級の視覚障害者
岡山市心身障害者扶養共済制度	心身障害者・心身障害児を扶養する保護者、年金受給者
自動車運転技能習得費助成	運転免許を取得しようとする身体障害者及び知的障害者 （所得制限あり）
自動車改造費の助成	自らが所有し運転する自動車の操向装置等の一部の改造を 必要とする身体障害者及び知的障害者（所得制限あり）
障害者介護用自動車改造費の助成	車いすなどを使用して介護が必要な障害者・障害児が 安 全・容易に乗降できるよう自動車を改造または改造済自動 車を購入しようとする人（所得制限あり）
緊急通報システムの設置	一人暮らしの重度身体障害者（上肢・下肢・体幹機能障害2 級以上または心臓機能障害3級以上）、重度身体障害者の みの世帯の人、または重度身体障害者とおおむね65歳以 上の病弱な高齢者のみの世帯の人

<p>身体障害者補助犬飼育費の助成</p>	<p>18歳以上の在宅で下記のいずれかに該当する人 (所得制限あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害1級で盲導犬を現に使用し飼育している人 ・肢体不自由2級以上で介助犬を現に使用し飼育している人 ・聴覚障害2級以上で聴導犬を現に使用し飼育している人
<p>身体障害者補助犬育成事業 (補助犬の貸与)</p>	<p>18歳以上の在宅で下記のいずれかに該当する人 (所得制限あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盲導犬・・・視覚障害1級 ・聴導犬・・・聴覚障害2級以上 ・介助犬・・・肢体不自由2級以上
<p>NHK受信料減免資格証明</p>	<p>視覚・聴覚・重度身体障害者・重度知的障害者が世帯主の世帯及び身体障害者・知的障害者のいる市民税非課税世帯</p>
<p>有料道路割引制度</p>	<p>身体障害者手帳保持者 療育手帳保持者のうち重度障害者（本人以外が運転して同乗する場合）</p>
<p>福祉タクシー利用料の助成</p>	<p>身体障害者手帳1・2級または療育手帳Aの在宅で所得税非課税世帯に属する人</p>
<p>特別児童扶養手当</p>	<p>障害児を監護する父母等。障害の程度は法律に定める。 (所得制限あり)</p>
<p>岡山市児童福祉年金</p>	<p>20歳未満の身体障害者手帳1～3級、療育手帳A・B（中度）を養育している保護者</p>
<p>介護者慰労金</p>	<p>特別障害者手当の受給資格を有する過去1年間に障害福祉サービス・介護保険居宅サービス等を利用していない65歳未満の重度障害者を年度内に在宅で6か月以上介護している人</p>
<p>車いすの貸出</p>	<p>市内居住の車いすを所有していない障害者等で、歩行困難のため車いすを必要とする人</p>
<p>「ほっとパーキングおかやま」 駐車場利用証制度 (身体障害者等用駐車場の優先利用)</p>	<p>次のいずれかに該当し、歩行が困難な人</p> <ul style="list-style-type: none"> ①身体障害のある人 ②知的障害のある人 ③精神障害のある人 ④高齢、難病の人 ⑤けが人、妊産婦

項 目		対 象 者 の 概 要
障害福祉サービス	介護給付 居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援 短期入所（ショートステイ） 療養介護 生活介護 施設入所支援（夜間）	それぞれのサービスを必要とする 身体障害者・身体障害児 知的障害者・知的障害児 <手続きの流れ> ①利用申請 ・利用申請書 ・障害者手帳、療育手帳等 ・印鑑など ②審査・支給決定 住所地を所管する福祉事務所は、申請者の障害の状況や希望等を聞いた上で、支給決定をします。 介護給付を希望する場合は、障害支援区分の認定を行います。 ③受給者証の交付 住所地を所管する福祉事務所から「受給者証」を交付します。 「受給者証」は、サービスの申し込みのときに必要となります。 ④利用の申し込みと契約 利用したい施設や事業所を選んで、サービスの利用契約を結びます。 ⑤サービスの利用 施設や事業所からサービスの提供を受けます。 ⑥利用者負担額の支払い 利用者は、サービスに係る費用の一部を施設や事業者を支払います。 利用者負担額については、原則として費用の1割を負担していただきます（生活保護受給 世帯、市民税非課税世帯は無料）。 ※介護保険の対象となる人は介護保険サービスが優先されます。
	訓練等給付 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 共同生活援助 就労定着支援 自立生活援助（グループホーム）	
	地域相談支援給付 地域移行支援 地域定着支援	
障害児支援	通所支援 児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	
地域生活支援事業	移動支援 日中一時支援 相談支援 生活サポート 地域活動支援センター 福祉ホーム 訪問入浴サービス 重度障害者等就労支援	

補装具費（購入・修理）の支給 日常生活用具の給付	身体障害者・身体障害児（所得制限あり）
-----------------------------	---------------------

◆児童福祉、母子・父子福祉等に関する業務

項 目	対 象 者 の 概 要
保育園・認定こども園（保育利用）の入園	保育を必要とする乳幼児
※子ども医療費の助成	通院・・・小学校卒業（満12歳の誕生日に達した日以後の最初の3月31日）まで 入院・・・中学校卒業（満15歳の誕生日に達した日以後の最初の3月31日）まで
※児童扶養手当の支給	父または母がいないか、父または母が重度の心身障害者である18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（心身障害者の場合は20歳未満）を監護している父、母または養育している世帯
※ひとり親家庭等医療費の助成 ※は、以下の窓口でも受付 ・各区役所市民保険年金課 ・各支所 ・各地域センター	ひとり親家庭等の父母と18歳未満の児童または父母のいない18歳未満の児童など（所得制限あり）
助産施設への入所	経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦
母子生活支援施設への入所	児童の福祉に欠ける母子世帯またはこれに準ずる事情のある人
子育て短期支援事業	保護者が疾病等の理由により家庭での養育が一時的に困難になった場合
難聴児補聴器購入費の助成	身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の難聴児（世帯員の中に市民税所得割額46万円以上のものがないこと。）
ひとり親家庭相談、家庭児童相談、女性相談、ひとり親就労支援相談	子どもや家庭のことで相談をされたい方、ひとり親家庭の方等
母子福祉資金の貸付	20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない女子及び父母のいない20歳未満の児童
父子福祉資金の貸付 寡婦福祉資金の貸付	20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない男子 配偶者のいない女子であってかつて母子家庭の母であった人

◆国民健康保険の一部業務

項 目	対 象 者 の 概 要
国民健康保険被保険者証の再交付	国民健康保険加入者
療養費の申請	国民健康保険に加入している人が、やむを得ない理由で被保険者証を提示せず治療を受けたときや補装具を作成したとき
出産育児一時金の申請	国民健康保険に加入している人が出産したとき
葬祭費の申請	国民健康保険に加入している人が死亡したとき
高額療養費の申請	国民健康保険に加入している人が限度額を超えて一部負担金を支払ったとき

◆生活保護制度について

- 目的…生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯に対し必要な保護を行い、憲法第25条に定める「健康で文化的な最低限度の生活」を保障し、その自立を助長する。
- 内容…生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭等必要な扶助を行う。
- 要件…生活保護は世帯単位で行い、世帯員全員がその利用し得る資産、能力、その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することが前提であり、また、扶養義務者の扶養は生活保護に優先する。
- 手続きの流れ
 - 1 相談…その世帯の住所地を所管する福祉事務所の生活保護担当が窓口になります。生活保護制度について説明するとともに、各種社会保障施策や資産等の活用などについて相談します。
 - 2 保護の申請…保護の申請がされると、保護の決定のために調査を実施します。
 - ・生活状況等を把握するための実地調査（家庭訪問等）
 - ・預貯金、保険、不動産等の資産調査
 - ・扶養義務者による扶養（仕送り等の援助）の可否の調査
 - ・年金等の社会保障給付、就労収入等の調査
 - ・就労の可能性の調査
 - 3 保護費の支給等

保護が開始されると、厚生労働大臣が定める基準に基づく最低生活費から収入（年金や就労収入等）を引いた額を保護費として月単位で支給します。

生活保護受給中は、収入の状況を定期的に福祉事務所に申告することが義務付けられています。世帯の状況に応じて、地区担当員（ケースワーカー）が訪問調査を行い、必要な助言や指導を行います。

◆介護保険制度について

○対象者

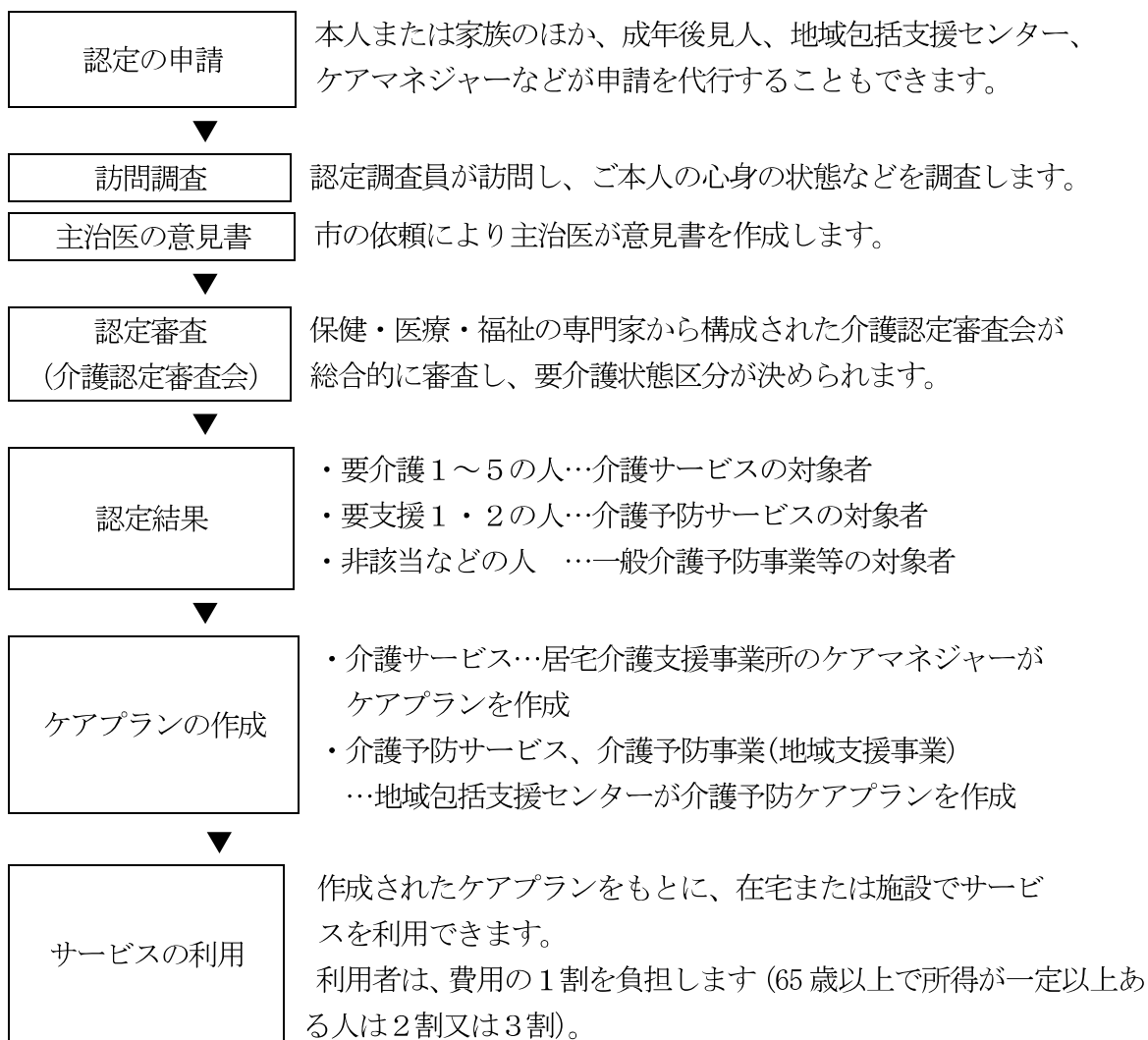
- ・65歳以上で介護や支援が必要となった人（第1号被保険者）
- ・40歳以上65歳未満の医療保険に加入している人で、指定された16種類の病気が原因で介護や支援が必要となった人（第2号被保険者）

○介護の認定

サービスを利用するためには、寝たきりや認知症などで介護や支援が必要であることを市に申請し、認定を受けることが必要です。

◇申請に必要なもの

- ・要介護・要支援認定申請書
- ・介護保険被保険者証（第1号被保険者の場合）
- ・健康保険被保険者証（第2号被保険者の場合）



<介護保険で利用できるサービス>

- は要介護1～5の人が利用できる介護サービス
- ◇は要支援1・2の人が利用できる介護予防サービス
- は原則要介護3～5の人が利用できる介護サービス
- ☆は要支援2の人が利用できる介護予防サービス

項 目	サ ー ビ ス の 概 要
在宅において利用できるサービス	
○◇通所介護（デイサービス）	食事、入浴などの日常生活や生活行為向上のための支援
○◇通所リハビリテーション	生活行為向上のためのリハビリなど（デイケア）
○◇訪問介護（ホームヘルプ）	ヘルパーが居宅を訪問しての身体介護や生活援助など
○ 夜間対応型訪問介護	定期的な巡回や随時の通報による夜間専用の訪問介護
○◇訪問入浴介護	介護職員や看護職員が訪問しての入浴介護
○◇訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士等が訪問してのリハビリ
○◇訪問看護	看護師等が訪問しての療養上の世話や診療の補助
○◇居宅療養管理指導	医師、薬剤師、栄養士等が訪問しての療養上の管理や指導
○◇福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与
○◇特定福祉用具販売	入浴や排せつ等に使用する福祉用具の購入費を支給
○◇住宅改修費の支給	手すりの設置や段差解消などの住宅改修費を支給
○◇短期入所生活介護	老人福祉施設などへの短期間入所（ショートステイ）
○◇短期入所療養介護	老人保健施設などへの短期間入所（ショートステイ）
○ 定期巡回・随時対応型訪問介護 看護	定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問しての介護 や看護、緊急時の対応など
○◇認知症対応型通所介護	日帰りでの日常生活上の世話や機能訓練、専門的なケア
○◇小規模多機能型居宅介護	通いを中心に利用者の選択に応じた多機能なサービス
○ 看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護の組み合わせ
施設等に入所して利用するサービス	
● 介護老人福祉施設（特別養護 老人ホーム）	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人への施設入所 による日常生活上の支援や介護など
● 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護（地域密着型 特別養護老人ホーム）	入所定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設への 入所
○ 介護老人保健施設	状態が安定している人の在宅復帰のためのリハビリなど
○ 介護療養型医療施設	長期の療養を必要とする人のための施設
○◇特定施設入居者生活介護（介護 付き有料老人ホーム等）	有料老人ホームなどに入居している人への日常生活上の 支援や介護
○☆認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	認知症の高齢者が共同生活するための施設での日常生活 上の世話や機能訓練など

◆高齢者福祉に関する業務

項 目	対 象 者 の 概 要
養護老人ホームの入所	65 歳以上で、家庭の事情や経済的理由により居宅においての生活が困難な人
はり・きゅう・マッサージ施術費の助成	70 歳以上の人及び 68・69 歳のひとり暮らし高齢者で、市民税非課税世帯の人
入浴券の交付	65 歳以上で、自宅にお風呂がない市民税非課税世帯の人
家族介護者慰労金の支給	過去 1 年間介護保険のサービスを利用していない要介護 3 以上の高齢者を年度内に 6 か月以上介護している人（介護している人と高齢者とも市民税非課税世帯）
日常生活用具の給付	65 歳以上でひとり暮らしの高齢者等（杖、手押車など）
生活支援短期入所（ショートステイ）	介護保険の対象とならないおおむね 65 歳以上の日常生活に不安のある人
緊急通報システムの設置	①65 歳以上のひとり暮らし高齢者及び 60 歳以上 65 歳未満のひとり暮らしで病弱な人 ②65 歳以上のみの世帯で寝たきりまたは病弱な人 ③重度身体障害者と 65 歳以上の病弱な高齢者のみの世帯に属する人
理容サービス料の助成	65 歳以上の寝たきり高齢者（要介護 3 以上）で在宅で介護を必要とする状態が 6 か月以上続いている人
すこやか住宅リフォーム助成	60 歳以上で身体機能の低下や障害等のために日常生活を営むうえで介助を必要とする人（要介護・要支援認定を受けている人）
シルバーカードの交付	65 歳以上の人（岡山城、半田山植物園、市民屋内温水プールなどの入場料が無料になります。）

◆後期高齢者医療の申請

項 目	対 象 者 の 概 要
後期高齢者医療被保険者証の再交付	後期高齢者医療の被保険者（75歳以上の人、一定の障害があり認定を受けた65歳から74歳までの人）
限度額適用・標準負担額減額認定証の申請	後期高齢者医療の被保険者で、世帯の全員が住民税非課税の人
特定疾病認定証の申請	後期高齢者医療の被保険者で、以下の厚生労働大臣が指定する特定疾病により長期治療が必要な人 ①人工透析が必要な慢性腎不全 ②先天性血液凝固因子障害の一部 ③血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症
住所地特例適用の届け	後期高齢者医療の被保険者で、岡山県外の特定の福祉施設や病院等に転居する人
療養費の申請	後期高齢者医療の被保険者で、やむを得ない理由で被保険者証を提示せず治療を受けたときや補装具を作製したときなど
葬祭費の申請	後期高齢者医療の被保険者が死亡したときの葬祭執行者（喪主）
高額療養費の申請	後期高齢者医療の被保険者で、限度額を超えて一部負担金を払ったとき
高額介護合算療養費の申請	8月から翌年7月の1年間に医療と介護の両方を利用している世帯の後期高齢者医療の被保険者
交通事故の届け	交通事故などの第三者による傷病で、後期高齢者医療被保険者証を提示して医療機関を受診したとき
<p>※後期高齢者医療の申請は、以下の窓口でも受付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各区役所市民保険年金課 ・各支所 ・各地域センター 	

◆有料指定ごみ袋の無料配布

対 象 者 の 概 要	窓 口
<p>(1) 重度の障害者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級または2級を所持している在宅の人 ・療育手帳Aを所持している在宅の人 ・精神障害保健福祉手帳1級を所持している在宅の人 <p>(2) 生活保護世帯 ※</p> <p>(3) 低所得世帯 (生活保護基準相当額×1.05より低所得の世帯)</p> <p>(4) 障害者で紙おむつの支給を受けている人 ※</p> <p>(5) 要介護者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護度4または5で在宅の人 ・要介護度3で紙おむつを使用している在宅の人 <p>(6) 2歳に達するまでの乳幼児(出生時または転入時に1回のみ) ※</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各福祉事務所 ・環境事業課 ・各区役所総務・地域振興課 ・各支所 ・各地域センター <p>※ (2) または (4) の配布場所は住所地を所管する福祉事務所に限る。 (6) の配布場所は各福祉事務所を除く。</p> <p>上記にかかわらず、建部地区は指定袋が異なるため、配布場所は建部支所に限る。</p>